

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	3-2
許認可等の種類	指定自立支援医療機関の指定			
根拠法令条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条			
許認可等の概要	医療機関からの申請により、都道府県知事が行う指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第61条 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条、第58条、第59条、第60条 ・指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成20年9月30日 厚生労働省令第149号) ・指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年2月28日 厚生労働省告示第66号) ・長野県指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領(平成18年4月1日付け18健第643号) 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	長野県指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領(平成18年4月1日付け18健第643号)			